

令和7年度 就学援助制度について（お知らせ）**就学援助制度について**

経済的な理由により、小学校・中学校に通うお子さまの就学にお困りで援助を希望する保護者に対して、学用品費等の就学上必要な経費の一部を援助する制度です。

援助の対象となる方

- （１）市内の小学校・中学校に通学するお子様がいる方
 - （２）申請時に井原市に住民登録がある方
 - （３）裏面の就学援助制度の認定基準に該当する方
- ※生活保護受給者の方は、修学旅行費と医療費のみ支給対象となります。

援助支給内容は

※令和6年度の額であり、変更になる場合があります。

支給費目	小学校	中学校
学用品費（年額）	11,630円	22,730円
通学用品費（年額）1年生除く	2,270円	2,270円
給食費	実 費	実 費
校外活動費（宿泊なし） （宿泊あり）	上限額 1,600円	上限額 2,310円
	上限額 3,690円	上限額 6,210円
修学旅行費	実 費	実 費
医療費	学校健康診断において治療指示を受けた学校病 （虫歯・中耳炎・トラコーマ・寄生虫病など）	

新入学学用品費 小学校 57,060円、中学校 63,000円については、入学前支給を行っています。申請がお済みでない方は早急に教育委員会学校教育課へ申請をお願いします。

申請手続きは

援助を希望される方は、所定の申請書等に記入の上、お子さまが通われている小学校・中学校へ提出してください。（申請書は学校・教育委員会・井原市ホームページにあります。）

申請期間

随時受け付けます。

お問い合わせ 各小学校・中学校及び教育委員会学校教育課（62-9532）

就学援助制度の認定基準

次のいずれか一つの要件に該当すれば、就学援助を受けることができます。

	要 件	申請に必要な証明書類
①	世帯全員の市民税が非課税又は減額もしくは免除になっている。	不要
②	児童扶養手当の支給を受けている。	児童扶養手当の証書の写し
③	国民年金保険料が免除になっている。	国民年金保険料免除申請承認通知の写し
④	国民健康保険税が減免又は免除になっている。	不要
⑤	生活保護が停止又は廃止になって、なお生活が苦しく諸学費の支払いに困っている。	不要
⑥	その他経済的な理由によって、児童・生徒が就学困難となる特別な事情がある。	不要

※ ①、⑤、⑥に該当する方で、令和7年1月1日に井原市に住民登録のない方は、その時点で住民登録のある市町村が発行する令和6年分の「市町村民税所得課税証明書」を添付してください。